

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| ◇ 規 則 | |
| ○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 | 3 |
| ◇ 告 示 | |
| ○ 収納事務の委託【若松区役所総務企画課】 | 5 |
| ◇ 公 告 | |
| ○ 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】 | 6 |
| ◇ 上下水道局 | |
| ○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部施設課】 | 7 |
| ◇ 固定資産評価審査委員会 | |
| ○ 北九州市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示【財政局税務部税制課】 | 11 |

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外の者がそれらの確保を行うことができないとき等に、特別休暇を付与することにしました。

この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 7 6 号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 4 の項理由の欄中「又は損壊」を「、損壊等」に改め、同項備考の欄中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、同欄に次の各号を加える。

- (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。
- (3) 市長が前 2 号に準ずると認める場合

(北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年北九州市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 0 の項理由の欄中「又は損壊」を「、損壊等」に改め、同項備考の欄中「会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員等が勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、同欄に次の各号を加える。

- (1) 会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員等がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- (2) 会計年度任用職員等及び当該会計年度任用職員等と同一の世帯に属

する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員等以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。

(3) 市長が前2号に準ずると認める場合

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において、第1条の規定による改正前の北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の14の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の14の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

3 この規則の施行の日前において、第2条の規定による改正前の北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

北九州市告示第451号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、若戸大橋無料化ノベルティ吉田初三郎リーフレットの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年12月24日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|----------------------|-------------------|-----------------------|
| 名 称 | 住 所 | |
| 一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会 | 北九州市戸畑区汐井町1番6号 | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |
| 中央興産株式会社 | 北九州市若松区浜町一丁目19番9号 | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |
| 火野葦平資料の会 代表者 坂口 博 | 北九州市若松区本町三丁目13番1号 | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |

北九州市公告第 8 4 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 2 年 1 2 月 2 4 日 第 9 5 5 0 0 5 号

3 道路の位置、延長及び幅員

| 位置 | 延長 (m) | 幅員 (m) |
|-----------------------------|-----------|-------------------|
| 北九州市八幡西区上上津役四丁目 1 1 7 4 番 9 | 2 1 . 6 6 | 5 . 0 0 ~ 8 . 0 0 |

北九州市上下水道局公告第156号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年12月24日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

日明浄化センター電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区西港町96番地の3

日明浄化センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年1月29日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から令和3年2月18日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_001.html）において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年1月29日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に、令和3年1月29日午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年2月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和3年2月19日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Hiagari Treatment Plant

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., February 19, 2021

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., February 18, 2021

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市固定資産評価審査委員会告示第1号

北九州市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月24日

北九州市固定資産評価審査委員会
委員長 中村英樹

北九州市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示

北九州市固定資産評価審査委員会規程（平成11年北九州市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 前3項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、委員に対し総会の議事に関する事項を記載した書面を送付する方法によって総会を開催することができる。この場合において、当該事項について、総委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

付 則

この告示は、令和2年12月24日から施行する。